

## 他の都道府県からの高知市立高等学校入学志願承認の手続

高知市教育委員会

他の都道府県の中学校等の在学者又は出身者で高知市立高等学校を志願する者（高知県公立高等学校入学志願者取扱要項Ⅲの第1の1の(1)の規定する承認を受けようとする者）は、次に掲げる手続によらなければならない。

### 1 手続期間

次に掲げる期間に手続を行うこと。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- (1) A日程から出願する場合  
令和7年1月6日（月）から1月14日（火）午後5時（必着）まで
- (2) B日程から出願する場合  
令和7年2月10日（月）から3月3日（月）午後5時（必着）まで  
ただし、B日程及びC日程の実施校及び募集定員については、3月13日（木）午前9時以降及び3月24日（月）午前9時以降にそれぞれ発表する。募集が行われないことがあるので留意すること。

### 2 提出先

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号  
高知市教育委員会学校教育課長あて  
（「入学志願承認」と封筒の表に朱書すること）

### 3 提出書類

次に掲げる書類を中学校等の校長を経て提出すること。

#### (1) 保護者の転勤等による家族での転居の場合

- ア 他の都道府県からの高知市立高等学校入学志願承認願（様式A）
- イ 理由を証明するための書類
  - (イ) 住民票  
家族構成を判別できるもの。志願承認の手続時に本人と保護者が別居の場合は、両方の住民票を提出すること。（いずれの場合も個人番号は不要。）
  - (ロ) 令和7年4月1日以降の住居を証明するもの
    - a 借家の場合は、次の(a)～(d)が分かる賃貸契約書等のコピー  
(a) 契約期間 (b) 居宅として使用できること (c) 所在地 (d) 契約者・使用者
    - b 持ち家の場合は、次の(a)～(c)が分かる公的な証明書（固定資産税（家屋）課税明細書）のコピー  
(a) 居宅であること (b) 所在地 (c) 所有者  
（名義が保護者と異なる場合は、名義人と保護者との関係が分かる書類（例：戸籍抄本など）を添付すること。）
    - c 書類提出時に令和7年4月1日以降の住居が確定していない場合は、他の都道府県からの高知市立高等学校入学志願に係る副申書（様式C）
  - (ハ) 転居の理由を証明する書類
    - a 保護者の転勤による場合は、所属長の転勤証明
    - b 転居の理由を証明する書類がない場合は、他の都道府県からの高知市立高等学校入学志願に係る副申書（様式C）

#### (2) 身元引受人による志願の場合

- ア 他の都道府県からの高知市立高等学校入学志願承認願（様式A）
- イ 住民票  
家族構成を判別できるもの。志願承認の手続時に本人と保護者が別居の場合は、両方の住民票を提出すること。（いずれの場合も個人番号は不要。）
- ウ 身元引受人承諾書（様式B）
- エ 身元引受人の住民票（個人番号は不要。）

**(3) 高知県内山村留学生の入学志願の場合**

ア 他の都道府県からの高知市立高等学校入学志願承認願（様式A）

イ 住民票

家族構成を判別できるもの。志願承認の手続時に本人と保護者が別居の場合は、両方の住民票を提出すること。（いずれの場合も個人番号は不要。）

ウ 高知県内山村留学生の高知市立高等学校志願に係る承諾書（様式D）

**4 入学志願承認証**

高知市教育委員会は、審査の結果適当と認めた場合は、入学志願承認証を入学願書受付開始までに中学校等の校長あてに送付する。中学校等の校長は、入学志願承認証を入学願書に添付して、高知市立高等学校校長に提出すること。

**5 その他**

高等学校長は、他の都道府県からの高知市立高等学校入学志願承認願の内容中、事実と反する記載により入学したと認められる場合は、合格を取り消すことができる。